

# 令和7年度における国民健康保険税の改正について

## 1 趣旨

令和6年12月27日付けで「令和7年度税制改正大綱」が定められ、その中に、国保税における負担の公平性を図るため、「軽減措置の拡充」と「課税限度額の引上げ」が盛り込まれました。直近では、令和6年度にも「軽減措置の拡充」と「課税限度額の引上げ」の改正がありました。

今後、「軽減措置の拡充」と「課税限度額の引上げ」は令和7年3月までに国により地方税法施行令が改正される見込みです。安城市としても、国が定める法定どおりの改正を行う予定です。

## 2 軽減措置の拡充について

軽減措置とは、所得に応じて、国保税の均等割（1人当たり課税）及び平等割（1世帯当たり課税）を一定割合（7割・5割・2割）軽減する制度のことです（低所得者対策）。

### (1) 軽減措置の改正案

軽減種別	改正	軽減基準（世帯主及び国保加入者の合計所得）
7割軽減	改正なし	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）以下
5割軽減	改正前	43万円+29.5万円×（国保加入者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）
	改正後	43万円+30.5万円×（国保加入者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）
2割軽減	改正前	43万円+54.5万円×（国保加入者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）
	改正後	43万円+56万円×（国保加入者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）

※給与所得者等：一定の給与所得者（給与収入55万円超）及び公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））を受ける者

### (2) 改正による影響（令和7年度税額ベース）※R7.1.20現在のデータによる試算

軽減種別	軽減世帯数		軽減額	
	拡充前	拡充後	拡充前	拡充後
7割軽減 (改正なし)	3,938	3,938	245百万円	245百万円
5割軽減	2,034	2,136	105百万円	110百万円
2割軽減	2,060	2,087	41百万円	42百万円
合計 (影響分)	8,032世帯	8,161世帯 (129世帯増)	391百万円	397百万円 (6百万円増)

### (3) 該当世帯の例

(例) 3人世帯の場合（所得1人）

軽減種別	軽減の対象となる所得（給与収入）	
	拡充前	拡充後
7割軽減	43万円（98万円）以下	43万円（98万円）以下
5割軽減	131.5万円（199.5万円）以下	134.5万円（203.5万円）以下
2割軽減	206.5万円（306.7万円）以下	211万円（313.1万円）以下

### 3 課税限度額の引上げについて

課税限度額とは、1世帯（納税義務者）に課税される限度の金額（年間）のことです。

#### (1) 課税限度額の改正案

区分	限度額引上げ前	限度額引上げ後	増加額
医療分	65万円	<b>66万円</b>	1万円
後期分	24万円	<b>26万円</b>	2万円
介護分	17万円	17万円	変更なし
合計	106万円	<b>109万円</b>	3万円

#### (2) 改正による影響（令和7年度税額ベース）※R7.1.20現在の国保加入世帯による試算

区分	全世帯数	限度額引上げ前 超過世帯数（A） （該当率）	限度額引上げ後 超過世帯数（B） （該当率）	国保税課税額 の増加額
医療分	18,551 世帯	444世帯 (2.39%)	431世帯 (2.32%)	約436万円
後期分	18,551 世帯	541世帯 (2.92%)	465世帯 (2.51%)	約1,006万円
介護分	8,183 世帯	349世帯 (4.26%)	349世帯 (4.26%)	0万円
			計	約1,442万円

#### (3) 該当世帯の例

(例) 3人世帯の場合（介護分2人、所得1人）

区分	限度額に到達する所得（給与収入）	
	限度額引上げ前	限度額引上げ後
医療分	849.7万円（1,044.7万円）	864.5万円（1,059.5万円）
後期分	752.8万円（947.8万円）	824.7万円（1,019.7万円）
介護分	649.9万円（844.4万円）	649.9万円（844.4万円）